

令和7年度 交通安全テスト 解答

	問題と解説	かいとう 解答
①	自転車は、法律上は軽車両で、自動車と同じ車両に分類される。 問題のとおり。	○
②	高校生は自転車乗用中に、ヘルメットをかぶるよう努める必要がある。 全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗用中のヘルメット着用の努力義務が課されている。【道路交通法第63条の11】令和5年4月1日施行	○
③	自転車で道路を通行する場合、歩道と車道の区別があり、歩道が「自転車通行可」でないところでは、原則、車道を通行しなければならない。 問題のとおり。 自転車は、原則、車道通行である。ただし、「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合は歩道を通行することができる。	○
④	スマートフォンを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマートフォンの画面を注視して自転車を運転してはいけない。 問題のとおり。 停止している場合を除いて、スマートフォン等で通話したり、画面を注視したりしてはいけない。	○
⑤	自転車で道路を横断する場合、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、歩行者用信号機に従わなければならない。 問題のとおり。	○
⑥	自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まなければならない。 信号が黄色に変わったら横断を始めてはならない。車両は停止位置から先へ進むことはできない。ただし、黄色に変わった時に停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができる。 「安全に停止することができない場合」とは、急ブレーキとなり、追突やスリップ等の危険が予測される場合をいう。	×
⑦	「軽車両を除く」や「自転車を除く」等の補助標識がない場合、自転車も道路標識に従わなければならない。 問題のとおり。	○
⑧	「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。 問題のとおり。	○



⑨	自転車^{じてんしゃ}で路側帯^{ろそくたい}を通行^{つうこう}する場合^{ばあい}、道路^{どうろ}の右側^{みぎがわ}にある路側帯^{ろそくたい}は通行^{つうこう}できない。 問題^{もんだい}のとおり。 歩道^{ほどう}に「普通^{ふつう}自転車^{じてんしゃ}歩道^{ほどう}通行^{つうこう}可^か」の道路標識^{どうろひょうしき}がある場合^{ばあい}、自転車^{じてんしゃ}は道路^{どうろ}の左右^{さゆう}どちらの歩道^{ほどう}を通行^{つうこう}してもよいが、路側帯^{ろそくたい}は道路^{どうろ}の左側^{ひだりがわ}にある路側帯^{ろそくたい}を通行^{つうこう}しなければならない。	○
⑩	自転車^{じてんしゃ}で走行中^{そうこうちゅう}に歩行者^{ほこうしゃ}とすれ違う場合^{ちが}、歩行者^{ほこうしゃ}が自転車^{じてんしゃ}の存在^{そんざい}に気づいていないときは、自転車^{じてんしゃ}のベルを鳴らして歩行者^{ほこうしゃ}に気づかせなければならない。 自転車^{じてんしゃ}は、左右^{さゆう}の見通し^{みとお}のきかない交差点^{こうさてん}や曲がり角^{まかど}等で、道路標識^{どうろひょうしき}等により指定^{ししてい}された場所^{ばしょ}を通行^{つうこう}しようとするときは、警音器^{けいおんき}を鳴らさなければならない。 ただし、上記^{じょうき}のような場合^{ばあい}以外^{いがい}で、危険^{きけん}を防止^{ぼうし}するためやむを得ないときを除き^{のぞ}、警音器^{けいおんき}を鳴らしてはならない。	×
⑪	信号機^{しんごうき}のない交差点^{こうさてん}で、「止まれ^{とまれ}」の道路標識^{どうろひょうしき}のない場合^{ばあい}、通行^{つうこう}している道路^{どうろ}よりも交差^{こうさ}する道路^{どうろ}の道幅^{みちはば}が明らかに広いときは徐行^{じょこう}しなければならない。 問題^{もんだい}のとおり。	○
⑫	広い道路^{ひろ どうろ}で「自転車並進可^{じてんしゃへいしんか}」の道路標識^{どうろひょうしき}がない場合は、自転車2台^{ばあい}であれば横に並んで道路^{どうろ}を通行^{つうこう}しても構わない。 並進中^{へいしんちゅう}は自転車同士^{じてんしゃどうし}の接触^{せつしょく}による転倒^{てんたう}や転落事故^{てんらくじこ}、自動車^{じどうしゃ}や歩行者^{ほこうしゃ}との接触^{せつしょく}事故^{じこ}の危険性^{きけんせい}が高まる。また、話すこと^{はな}に夢中^{むちゅう}になると、自動車^{じどうしゃ}や歩行者^{ほこうしゃ}の接近^{せつきん}に気が付きにくくなる。「並進可^{へいしんか}」の標識^{ひょうしき}がない場合^{ばあい}、歩道^{ほどう}又は路側帯^{ろそくたい}での並進^{へいしん}も違反^{いはん}の対象^{たいしょう}となり、違反^{いはん}すれば「2万円以下^{まんえん い 以下}の罰金^{ばっきん}又は料^{かりよう}」となる。	×
⑬	自転車^{じてんしゃ}での傘差^{かささ}し運転^{うんてん}やイヤホン^{ちゃくよう}を着用^{おんがくとう}して音楽等^きを聴きながらの運転等^{うんてんとう}は、危険^{きけん}な行為^{こうい}であるが、罰金等^{ばっきんとう}の厳しい罰則^{きび ばっそく}は設けられていない。 違反^{いはん}すれば「1年以下^{ねん い 以下}の懲役^{ちやうえきまた}又は30万円以下^{まんえん い 以下}の罰金^{ばっきん}」となる。 スマートフォン等^{とう}を使用^{しよう}する場合は、安全^{あんぜん}な場所に停止^{ばしよ}してから使用^{ていし}しなければならない。	×
⑭	自転車^{じてんしゃ}の二人乗り^{ふたりの}や夜間・トンネル内^{やかん}の無灯火^{ない}運転等^{むとうかうんてんとう}は危険^{きけん}な行為^{こうい}であるため、罰金等^{ばっきんとう}の厳しい罰則^{きび ばっそく}が設けられている。 問題^{もんだい}のとおり。 夜間^{やかん}のライト無灯火^{むとうか}での運転^{うんてん}は「5万円以下^{まんえん い 以下}の罰金^{ばっきん}」、二人乗り^{ふたりの}は、「2万円以下^{まんえん い 以下}の罰金^{ばっきん}又は料^{かりよう}」となる。	○

⑮	じてんしゃ うんてんちゆう じ こ お 自転車^{じてんしゃ}を運転中^{うんてんちゆう}に事故^{じ こ}を起こして加害者^おとなっても、未成年^{かがいしゃ}の高校生^{みせいねん}は刑事^{こうこうせい}責任^{けいじ}を問われたり、民事訴訟^{せきにん と}で高額^{みんじそしょう}の賠償金^{こうがく}を請求^{ばいしょうきん}されたりすることはない。 じてんしゃ こうつうじ こ お 自転車^{じてんしゃ}で交通事故^{こうつうじ こ}を起こした場合^お、重過失致死傷罪^{ばあい}等の刑事責任^{じゅうかしつちししょうざいなど}と被害者^{けいじせきにん}に対する損害賠償^{ひがいしゃ}等の民事責任^{たい せんがいはいしょうとう}が生じる。加害者^{みんじせきにん}が未成年^{しょう}で責任能力^{かがいしゃ みせいねん}が無い場合^{せきにんのうりよく な}は、監督義務^{かんとくぎむ}のある保護者^{ほごしや}が賠償^{ばいしょう}しなければならない。 じてんしゃ どうし じ こ また、自転車同士^{じてんしゃ どうし}の事故^{じ こ}であっても、負傷者^{ふしょうしゃ}がいれば救護^{きゆうご}し、道路^{どうろ}における危険^{きけん}を防止^{ぼうし}し、交通事故^{こうつうじ こ}の状況^{じょうきょうとう}等、警察^{けいさつ}に届ける必要がある。違反^{とど}すれば「1年^{ひつよう}以下の懲役^{いはん}又は10万円以下の罰金^{ねん い か ちょうえきまた まんえん い か ばっきん}」となる。	×
----------	--	----------